○道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領について(例規)

平成9年4月1日 兵警運例規第9号

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領を下記のように定め、平成9年4月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)に規定する意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 意見の聴取及び弁明の機会の付与の対象となる処分

- 1 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の規定により意見の聴取の対象となる 処分は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法第 103 条第 1 項第 5 号の規定による免許の取消し及び 90 日以上の効力の停止、同条第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれかの規定による免許の取消し並びに同条第 4 項の規定による免許の取消し及び 90 日以上の効力の停止(同条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに係るものに限る。)
- (2) 法第104条の2の2第2項又は同条第4項の規定による免許の取消し
- (3) 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定による免許の取消し
- (4) 法第 107 条の5第1項、同条第2項又は同条第9項において準用する法第 103 条第4項の規定による 90 日以上の自動車等の運転の禁止(法第107条の5第1項第2号又は同条第2項各号に係るものに限る。)
- 2 法の規定により弁明の機会の付与の対象となる処分は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法第77条第5項の規定による許可の取消し又は効力の停止
- (2) 法第90条第1項ただし書の規定による免許の拒否及び保留並びに同条第2項の規定による免許の 拒否
- (3) 法第90条第5項の規定による免許の取消し及び効力の停止並びに同条第6項の規定による免許の取消し
- (4) 法第103条の2第1項の規定による免許の効力の停止
- (5) 法第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の停止
- (6) 法第 107 条の 5 第 10 項において読み替えて準用する法第 103 条の 2 第 1 項の規定による自動車等 の運転の禁止

第3 代理人及び補佐人

1 代理人

当事者が、意見の聴取の期日又は弁明の日時に、代理人を出頭させようとするときは、当事者から意見の聴取の期日又は弁明の日時までに代理人資格証明書(様式第1号)を提出させるものとする。

また、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第2号)により、その旨を届け出させるものとする。

2 補佐人

- (1) 当事者又はその代理人(以下「当事者等」という。)が、意見の聴取の期日又は弁明の日時に、補佐人を出頭させようとするときは、当事者等から意見の聴取の期日又は弁明の日時までに補佐人出頭許可申請書(様式第3号)を提出させるものとする。
- (2) 補佐人出頭許可申請書の提出があった場合において、当該補佐人の出頭を許可したときは、当事者等に対して補佐人出頭許可通知書(様式第4号)又は口頭により通知するものとする。

第4 意見の聴取

1 意見の聴取の通知

- (1) 意見の聴取の通知は、当事者に対して意見の聴取通知書(様式第5号)により行うものとする。
- (2) 意見の聴取通知書には、受領書(様式第6号)を添付するものとする。
- 2 意見の聴取の期日及び場所の変更
- (1) 意見の聴取の期日又は場所の変更の申出は、意見の聴取期日・場所変更申出書(様式第7号)により行わせるものとする。
- (2) 意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、当事者等に対して意見の聴取期日・場所変更通知書 (様式第8号)により通知するものとする。
- 3 冒頭手続

意見の聴取の冒頭において行う説明は、意見の聴取冒頭説明書(様式第9号)により行うものとする。

4 意見の聴取の続行の告知

主宰者は、意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、意見の聴取の期日に出頭した当事者等に対して、新たに期日を意見の聴取続行通知書(様式第10号)又は口頭により告知を行うものとする。

5 意見の聴取調書の作成

主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、意見の聴取調書(様式第 11 号)を作成するものとする。

6 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、速やかに意見の聴取の状況を意見の聴取状況報告書(様式第12号)に記載し、意見の聴取調書と併せて公安委員会に報告しなければならない。

第5 弁明の機会の付与

- 1 当事者等に対し、弁明の機会を与えるときは、あらかじめ弁明等の機会の付与通知書(様式第13号)により行うものとする。
- 2 口頭による弁明の録取

弁明録取者は、当事者等が口頭による弁明をしたときは、弁明調書(様式第 14 号)を作成しなければならない。